

知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂9版】をご購入いただいた皆様へ

第37回(2020年11月14日実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正等に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂9版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

| 実施回 | 試験日 | 法令基準日 |
|------|------------------|-----------|
| 第37回 | 2020年11月14日(土) | 2020年5月1日 |
| 第38回 | 2021年3月7日(日) | 2020年9月1日 |
| 第39回 | 未定 ^{注1} | |

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

注1: 第39回の検定試験が2021年7月に実施される場合は、法律の改正があります。

| 改訂に関連する法律 |
|---|
| 特許庁ホームページ 特許法等の一部を改正する法律(施行:令和2(2020)年4月1日) URL : https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/tokkyohoutou_kaiei_r010517.html |
| 法務省ホームページ 民法の一部を改正する法律(債権法改正)(施行:令和2(2020)年4月1日) URL : http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html |

※2020年9月15日現在

| 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|---|---|--|
| <p>P139 Lesson16 意匠法の保護対象と登録要件 [1] 3 デザインを保護対象とするその他の制度 (2) 著作権法によるデザイン保護 2行目</p> | <p>一方、意匠とは、工業的に量産可能な物品のデザインです。「物品」のデザインに限定されますので、物品を離れた漫画の絵などは、意匠法による保護を受けられません。</p> | <p>一方、意匠とは、物品等のデザインです。したがって、物品を離れた漫画の絵などは、意匠法による保護を受けられません。</p> |
| <p>P140 Lesson16 意匠法の保護対象と登録要件 [1] 4 意匠法の保護対象である「意匠」とは 1行目～13行目</p> | <p>意匠法では、意匠を「物品（物品の部分を含む）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（意2条1項）と定義しています。意匠は物品のデザインでなければなりません。「物品」とは、簡単にいえば、市場で流通する形のある「動産」（土地およびその定着物（不動産）以外のもの）です。したがって、動産ではない不動産や、コンピュータの汎用モニタ画面に表示されるアイコンのデザイン、アイデアとしてのデザインコンセプト、におい、光、色、模様などは、物品を離れていますので意匠に該当しません。</p> <p>ただし、「物品の操作用に供される画像であつて、当該物品またはこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」であれば、モニタ画面に表示する画像も意匠に含まれます（意2条2項）。例えば、携帯電話の液晶画面に表示される画像や、HDDレコーダの録画予約の操作画面などです。</p> | <p>意匠法では、意匠を「物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（意2条1項）と定義しています。</p> <p>すなわち、意匠法による保護を受けるためには、物品の形状等や建築物の形状等や画像でなければなりません。</p> <p>これまで、意匠法の保護対象は物品のデザインに限定されていましたが、2019年の法改正により保護対象が拡充され、「建築物の形状等」と「物品に記録・表示されていない画像」が保護対象に加わりました。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>P140 Lesson16 意匠法の保護対象と登録要件 [1] 4 意匠法の保護対象である「意匠」とは 1行目～13行目</p> | | <p>「物品」とは、簡単にいえば、市場で流通する形のある「動産」（土地およびその定着物（不動産）以外のもの）です。したがって、動産ではない不動産や、電気、光、熱、粉状物、粒状物などは、物品を離れていますので意匠に該当しません。</p> <p>意匠法上の「建築物」として保護を受けるためには、①土地の定着物であることと、②人工構造物であること、いずれをも満たしていることが必要です。例えば、住宅、工場、競技場などが考えられます。これに対し、土地に定着させるものではあるものの、動産として取引される庭園灯等は「建築物」にあたりません。また、自然の山や石や樹木は人工的なものではないため、意匠法の保護対象ではありません。</p> <p>意匠法上の「画像」として保護を受けるためには、①ウェブサイトの商品購入用画像などの「機器の操作の用に供される画像（操作画像）」、②医療用測定結果表示画像などの「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像（表示画像）」、のいずれかであることが必要です。これまで画像については、携帯電話の液晶画面に表示される画像等「物品の操作の用に供される画像であって、当該物品またはこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」に限り、物品の部分の意匠として保護対象とされていましたが、2019年の法改正により、物品から離れた画像それ自体も保護対象となりました。</p> |
|---|--|---|

| 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|--|--|--|
| <p>P140 Lesson16 意匠法の保護対象と登録要件 [1] 4 意匠法の保護対象である「意匠」とは 18行目～22行目</p> | <p>一方、一定の形態を有している必要があるので、箱詰めされたタオルセットなどはその形状が物品の属性に基づいていないことから、物品の形態には含まれず、意匠には該当しません。 そのほか、その物品の形態は視覚を通じて認識でき、美感を起こさせるものであることが必要です。</p> | <p>さらに、物品等自体の形状等であることが必要です。例えば、ラテアートといわれるような「カップに入ったカフェラテに、泡立てたミルクとコーヒーで表面に模様を描いたもの」は、そのままの形状等を保ったまま流通等することができないため、物品等自体の形状等にはあたらないとされます。 そのほか、その物品等の形状等が視覚を通じて認識できるものでなければならず、意匠登録出願されたものの全体の形状等が、肉眼によって認識することができるものでなければなりません。 また、美感を起こさせるものでなければなりません。が、高尚な美を要求するものではなく、何らかの美感を起こすものであれば足りるとされています。機能や作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないものは、保護を受けることができません。</p> |

| 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|
| P140 Lesson16 意匠法の保護対象と登録要件 [1] 4 意匠法の保護対象である「意匠」とは 条文 | 意匠法2条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩 又はこれらの結合 であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。 | 意匠法2条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩 若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。） であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。 |
| P143 Lesson17 意匠法の保護対象と登録要件 [2] Question 選択肢A | ソフトウェア開発部のデザイン担当者から「コンピュータの汎用モニタ画面上のアイコンデザイン」について | 広報部社員から「1年半前に自社の展示会で発表した美顔器のデザイン」について |

| 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|---|--|--|
| <p>P145 Lesson17 意匠法の保護対象と登録要件 [2] 1 意匠登録の要件 (3) 当業者が容易に創作できないこと 全般</p> | <p>例えば、スカイツリーを参考にして、これを模った置物を意匠登録出願しても、創作性がないとして意匠登録を受けることはできません(意3条2項)。</p> <p>公然と知られた形状等から当業者が容易に創作できる意匠は創作性が低く、このようなものに独占権が発生することを回避するためです。</p> <p>従来からある意匠の一部を、当業者にとってありふれた手法により他の公知意匠と置き換えた意匠や、複数の公然知られた意匠を寄せ集めたにすぎない意匠等も、創作性のない意匠に該当します。なお、「当業者」とは、その分野のデザイン活動に携わる平均的なデザイナーを考えればよいでしょう。</p> | <p>日本国内または外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、または電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等または画像に基づいて容易に創作することができた意匠は、意匠登録を受けることはできません。</p> <p>例えば、「スカイツリー」を参考にして、これを模った置物を意匠登録出願した場合、「スカイツリー」の形状を、ほとんどそのまま置物として表した意匠であり、容易に創作できるとして意匠登録を受けることができません(意3条2項)。</p> <p>「日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等又は画像」から当業者が容易に創作できる意匠であり、このようなものに独占権が発生することを回避するためです。</p> <p>従来からある意匠の一部を、当業者にとってありふれた手法により他の公知意匠と置き換えた意匠や、複数の公然知られた意匠を寄せ集めたにすぎない意匠等も、容易に創作できる意匠に該当します。なお、「当業者」とは、その分野のデザイン活動に携わる平均的なデザイナーを考えればよいでしょう。</p> |

| 該当箇所 | 新規追加 |
|---|---|
| <p>P145 Lesson17 意匠法の保護対象と登録要件 [2] 1 意匠登録の要件 (3) 当業者が容易に創作できないこと 新規追加</p> | <p>創作非容易性を満たさない意匠と認められる例として、次が挙げられます。</p> <p>①置き換え 意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えること</p> <p>②寄せ集め 複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成すること</p> <p>③一部の構成の単なる削除 意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除すること</p> <p>④配置の変更 意匠の構成要素の配置を、単に変更すること</p> <p>⑤構成比率の変更 意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比等の比率を変更すること</p> <p>⑥連続する単位の数の増減 繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させること</p> <p>⑦物品等の枠を超えた構成の利用・転用 既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の物品に利用・転用すること</p> |

| 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|--|---|---|
| P148 Lesson17 意匠法の保護対象と登録要件 [2] Question の正解と解説 選択肢A | <p>Aについて、意匠法は、工業的に量産可能な物品のデザインである意匠を保護しています。したがって、意匠登録を受けるには、「物品のデザイン」である必要があります。</p> <p>コンピュータの汎用モニタ画面上のアイコンは、物品そのもののデザインではないので、意匠法では保護されないと考えられます。よって、本肢は意匠登録を受けられません。</p> | <p>Aについて、意匠登録出願時にすでに世の中に知られている（公知）意匠は、新規性を有しない意匠として、意匠法による保護を受けることができません。しかし、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった場合等は、公知となった日から1年以内に新規性喪失の例外規定の適用を受けて出願すれば、新規性を喪失していないものと扱われます。</p> <p>本問では、自社の展示会で発表していることから「意匠登録を受ける者の行為に起因して」公知となっていますが、1年半前に行われた展示会であることから、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができません。</p> <p>よって、本肢は意匠登録を受けられません。</p> |
| P151 Lesson18 意匠登録を受けるための手続き 1 意匠登録出願に必要な書類 11行目～ 新規追加 | | <p>…これを「一意匠一出願の原則」といいます。</p> <p>2019年法改正により、複数の意匠についての出願を、一の願書により出願することができる制度が導入されました。ただし、審査はあくまでの意匠ごとに行われ、意匠ごとに権利が発生します。この制度は2021年5月17日までに施行されることになっていますが、現在のところ（2020年6月15日現在）、施行日は未定です。</p> |

| 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|--|---|---|
| <p>P155～156 Lesson18 意匠登録を受けるための手続き</p> <p>4 特殊な意匠登録出願</p> <p>(3) 組物の意匠</p> <p>全般</p> | <p>「組物の意匠」とは、一組のオーディオ機器セットなどのように同時に使用される物品であり、かつ、全体として統一があるときに、多物品であっても一意匠として登録を受けられる制度です（意8条）。組物の意匠としての出願が認められる物品は、経済産業省令（意施規 別表2）に挙げられている56物品に限定されます。</p> <p>なお、組物の意匠は、組物全体として統一のある美感を保護するという目的のため、その構成物品の一部に特徴があったとしても、部分意匠として登録を受けることはできません（意2条1項かっこ書）。</p> | <p>同時に使用される二以上の物品、建築物または画像から構成されるものであって、それらの構成物品等に全体として統一があるときは一意匠として出願し、意匠登録を受けることができます。多物品等であっても、一意匠として登録を受けられる制度です（意8条）。例えば、各構成物品等により組物全体として一つのまとまった形状または模様が表されている場合、組物全体として統一があると判断されます。</p> <p>なお、組物の意匠としての出願が認められる物品等は、現在のところ経済産業省令（意施規 別表2）に挙げられている43物品等に限定されています。組物の意匠についても、部分意匠として意匠登録を受けることができます。</p> |

| 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|---|--|--|
| P156 Lesson18 意匠登録を受けるための手続き 4 特殊な意匠登録出願 (4) 内装の意匠 新規追加 | | 2019年の法改正により、新たに導入された制度です。 店舗、事務所その他の施設（宿泊施設など）の内部の設備および装飾（内装）を構成する物品、建築物または画像の意匠について、内装全体として統一的な美感があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができます（意8条の2）。例えば、家具や什器、壁や床等に共通の材質や模様等を用いている場合に、内装における「統一的な美感」が認められると考えられます。 構成物等に共通の形状等の処理がされている場合や、構成物等に観念上の共通性がある場合等に、「内装全体として統一的な美感を起こさせるもの」と判断されます。 |
| P156 Lesson18 意匠登録を受けるための手続き 4 特殊な意匠登録出願 (4) → (5) 関連意匠 5行目～8行目 | ただし、この制度を利用するには、1つの意匠を「本意匠」と決めたら、それに類似する意匠は、 本意匠の出願日以降であって、本意匠の出願内容が掲載される意匠公報の発行日前に 出願する必要があります。また、本意匠の出願人と、関連意匠の出願人とは、同一人でなくてはなりません。 | ただし、この制度を利用するには、1つの意匠を「本意匠」と決めたら、それに類似する意匠は、本意匠の 意匠登録出願の日から10年以内 に出願する必要があります。また、本意匠の出願人と、関連意匠の出願人とは、同一人でなくてはなりません。 これまで関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることはできませんでしたが、2019年の法改正により、関連意匠にのみ類似する意匠についても、意匠登録を受けることができるようになりました。 |

| 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|---|--|--|
| P161 Lesson19 意匠権の管理と活用 1 意匠権の管理と維持 5行目～6行目 | …登録料を納付することができる場合があります (意 43 条 4 項)。意匠権は、 設定登録日から 20 年 間存続します (意 21 条)。特許権は、… | …登録料を納付することができる場合があります (意 43 条 4 項)。意匠権の 存続期間は、意匠登録出 願の日から 25 年で終了します (意 21 条)。特許権 は、… |
| P161 Lesson19 意匠権の管理と活用 1 意匠権の管理と維持 意匠権の発生と存続期間の図 | <p style="text-align: center;">意匠権の発生と存続期間</p> | |

| 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|--|---|--|
| P364 Lesson41 民法 [1] 3 契約の有効要件 3行目 | …有効ではありません。前述の要件に不十分であれば、その意思表示は 無効または取消し となります。 | …有効ではありません。前述の要件に不十分であれば、その意思表示は 取消し となります。 |
| P365 Lesson41 民法 [1] 5 契約瑕疵ある意思表示 (1) 心裡留保 3行目～ | このとき、その意思表示は有効ですが（民93条）、 相手方が その気ではないことを知っていたり、知ることができた場合は、その意思表示は無効となります（民93条ただし書）。 | このとき、その意思表示は有効ですが（民93条1項）、 乙が、甲に その気がないことを知っていたり、知ることができた場合は、その意思表示は無効となります（民93条1項ただし書）。 しかしその後、乙が、事情を知らない（善意）丙に車をあげた場合、甲は「実はあれは冗談だった」と言って、丙から車を取り戻すことはできません。すなわち、善意の丙に対して、甲と乙の意思表示の無効を主張することはできません（民93条2項）。「甲と乙の意思表示が有効である」と信じて契約に加わった善意の第三者を保護するためです。 |
| P365 Lesson41 民法 [1] 5 契約瑕疵ある意思表示 (2) 虚偽表示 6行目～ | …丙に対して、甲と乙の意思表示の無効を主張することはできません（民94条2項）。 「甲と乙の意思表示が有効である」と信じて契約に加わった善意の第三者を保護するためです。 | …丙に対して、甲と乙の意思表示の無効を主張することはできません（民94条2項）。 心裡留保における善意の第三者を保護する場合と同じ趣旨です。 |

| 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|---|--|--|
| <p>P365～366 Lesson41 民法 [1] 5 契瑕疵ある意思表示 (3) 錯誤 最終行～次ページ</p> | <p>…このとき、表意者としてはすぐに無効にしてほしいところですが、簡単に無効にできてしまうと、取引の安全を害してしまいます。 そこで、意思表示の重要な部分に錯誤を含み、その錯誤がなければ法律行為をしなかったであろうという場合に限り、その意思表示は無効とされま す (民 95 条)。 ただし、注意義務を著しく欠いていたなど、表意者に重大な過失があれば、無効を主張することができません (民 95 条ただし書)。</p> | <p>…この場合、表意者を保護するために意思表示を取り消すことができますが、取引の安全との調和から、錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときに限り、取り消すことができます (民 95 条 1 項)。具体的には、「表意者」において錯誤に陥らなければその意思表示をしなかったといえる場合で、「通常一般人」であったとしてもその錯誤がなければ意思表示をしなかったであろうという場合に、その意思表示を取り消すことができます。 ただし、注意義務を著しく欠いていたなど、表意者に重大な過失がある場合は、取り消すことはできません。 また、錯誤に基づく意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に主張することはできません (民 95 条 4 項)。</p> |
| <p>P366 Lesson41 民法 [1] 5 契瑕疵ある意思表示 (4) 詐欺または強迫 4 行目～</p> | <p>詐欺による場合は、虚偽表示と同様、善意の第三者に対して取消しを主張することはできません (民 96 条 3 項)。</p> | <p>詐欺による場合は、錯誤と同様、善意の第三者に対して取消しを主張することはできません (民 96 条 3 項)。</p> |

| 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|--|---|---|
| P372 Lesson41 民法 [2] 1 契約内容が履行されない… (2) 解除 3 行目～ | ただし、解除の前に、債務の履行を促す「催告」が必要です (民 541 条)。 | ただし、解除の前に、 相当の期間を定めて 債務の履行を促す「催告」をすることが必要です (民 541 条)。 なお、不履行が軽微である等、「債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らし軽微であるとき」は、解除が認められない場合があります (民 541 条ただし書)。 |
| P372 Lesson42 民法 [2] 1 契約内容が履行されない… (3) 損害賠償請求 3 行目～ | 相手方が契約内容を履行しなければ、相手方に対して債務不履行に基づく損害賠償請求をしたり (民 415 条)、強制履行や契約の解除とともに行ったりすることが可能です。 また、契約内容にはない事項について… | 相手方が契約内容を履行しない場合や、債務の履行が不能である場合は、相手方に対して債務不履行に基づく損害賠償請求をすることができます (民 415 条)。 強制履行や契約の解除とともに行うことも可能です。ただし、「債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるとき」は、損害賠償請求が認められない場合があります (民 415 条1項ただし書)。また、契約内容にはない事項について… |

| 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|
| <p>P373 Lesson42 民法 [2] 3 契約に潜在的問題があった 場合の対応 全般</p> | <p>ライセンスを受けた特許発明は、実は第三者が保有する発明の改良発明に相当し、そのまま実施するとその基本発明の特許権侵害となることが後でわかった場合や、特許権には気付かなかった無効理由があつて、契約締結後に無効になってしまった場合などにおいて、契約はどのように取り扱われるでしょうか。</p> <p>民法では、売買において目的物に隠れた瑕疵が存する場合、売り主側に法律上の責任があると規定しています（民 570 条）。これを「瑕疵担保責任」といいます。特許権者もライセンス契約に関して、この瑕疵担保責任を負うとする見解が有力です。</p> <p>もっとも、この責任は任意規定であり、この種の契約書では特許権者は責任を負わない旨の特約を結ぶことが多いといえます。</p> | <p>民法では、売買において、物の種類・品質・数量に関して契約の内容に適合する物を買主へ引き渡すべき義務を売主に課しています。そして、売主が引き渡した物が契約の内容に適合しなかった場合、売主は債務不履行責任を負い、買主は売主に対して、補修・代替物の引渡し・不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができます（契約不適合責任・民 562 条 1 項）。また、相当の期間を定めて履行の追完の催促をし、履行の追完がない場合には、代金の減額を請求することもできます（民 563 条 1 項）。加えて、債務不履行に基づく損害賠償請求（民 415 条）や契約の解除（民 541 条、542 条）をすることもできます。</p> <p>もっとも、この責任は任意規定であり、当事者間の合意があれば契約内容を変更しても有効です。したがって、「契約不適合責任は全部免責する」という内容の契約も、買主が同意していれば有効です。</p> |

| 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|
| <p>P374 Lesson37 著作隣接権 4 帰責性なく契約内容が履行できない場合の対応 全般</p> | <p>民法では、当事者のどちらの責任でもなく、つまり帰責性（過失等の責任）がないにもかかわらず、契約締結後（目的物に対する支配可能性の移転時期とする考え方もあります）に生じた瑕疵により、その義務を履行することが不可能となった場合について、「危険負担」という制度を設けています（民 534 条、536 条）。</p> <p>実務上では、目的物の種類によってその危険（一方の義務の履行が不可能になったことによるリスク）をどちらが負担するかが変わってくるのですが、目的物が特定物（目的物の個性に着目して指定された物）の場合は「債権者（売買であれば買い主）」が危険を負担し、目的物が不特定物（種類や数だけ指定される物）なら「債務者（売買であれば売り主）」が負担するのが一般的です。過後に終了</p> | <p>民法では、契約当事者のどちらの責任でもなく、契約当事者の一方の債務の履行が不可能になった場合の扱いについて、「危険負担」という制度を設けています（民 536 条）。債務が完全に履行される前にこのようなことが生じた場合、債権者は反対給付の履行を拒むことができます（民 536 条 1 項）。売買契約であれば、債権者である買主は代金を支払わなくてよいということです。もっとも、危険負担の規定も任意規定であるため、当事者の特約で排除することができます。</p> <p>ただし、売主が契約の目的物（売買の目的として特定したもの）を買主へ引き渡した後に、当事者のどちらの責任でもなく目的物が滅失や損傷した場合には、買主は売主に対して、前述の履行の追完請求や代金の減額請求、損害賠償請求、契約の解除をすることができません（民 567 条 1 項）。なお、ここにいる「引渡し」とは、買主による引渡しの受領を意味するとされています。</p> |